

# 山梨食肉流通センター施設整備関係 補助金交付要綱

平成15年4月1日

畜1第4-37号

改正 平成15年11月20日畜1第4-37号

改正 平成19年 8月 7日畜 第848号

改正 平成21年 6月18日畜 第1171号

## (目的)

第1条 知事は、株式会社山梨食肉流通センター（以下、「センター」という。）が食肉流通体系の近代化を図り、もって畜産振興に寄与することを目的として行う食肉処理関連施設整備にかかる事業に要する経費に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

## (事業の経費及び補助額)

第2条 第1条に規定する経費及びこれに対する補助額は、別表に掲げるところによる。

## (補助金の交付申請)

第3条 規則第4条の補助金の交付申請書の様式及び添付書類は、別記様式第1号のとおりとし、その提出部数は、正1部とする。

2 センターは、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを当該補助金交付申請額から減額して申請するものとする。

ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りではない。

## (交付申請書等の提出期限)

第4条 補助金の交付申請書等の提出期限は、知事が別に定める日とする。

2 知事は、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等によ

り、補助金を交付すべきものと認められる場合にあつては、補助金交付決定通知書（別記様式第2号）によりセンターに通知するものとする。

（変更承認申請）

第5条 センターは、規則第6条第1号の規定により、変更の承認を受けようとする場合には、補助金変更承認申請書（別記様式第3号）正1部を知事に提出しなければならない。ただし、次に掲げる変更についてはこの限りでない。

ア 補助金額に変更を生じない別表区分3の経費の費目間の20%以内の変更  
イ 事業目的の達成に支障をきたさない計画の細部の変更であつて補助金の増額を伴わない変更

（軽微な変更）

第6条 規則第6条第1号の知事が定める軽微な変更は、別表の重要な変更の欄に掲げるもの以外の変更とする。

（補助事業の遂行の指示）

第7条 センターは、規則第11条第1号の規定により知事の指示を求める場合には、補助事業が予定の期間内に完了しない理由又は補助事業の遂行が困難となった理由及び補助事業の遂行状況を記載した書類を知事に提出しなければならない。

（交付の方法）

第8条 補助金の交付は、原則として精算払とする。ただし、知事が必要と認める場合は、概算払できるものとする。

2 センターは、概算払を受けようとする場合には、概算払請求書（別記様式第4号）正1部を知事に提出するものとする。

（実績報告）

第9条 規則第12条の実績報告書の様式は、別記様式第5号のとおりとし、正1部を知事に提出するものとする。

2 センターは、第3条第2項のただし書きにより交付申請した場合において、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告するものとする。

3 センターは、第3条第2項のただし書きにより交付申請した場合において、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合には、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を、仕入れに係る消費税等相当額報告書（別記様式第6号）によ

り速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(財産処分の制限)

第10条 センターは、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産においては、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間（以下「財産処分制限期間」という。）を経過するまでは、知事の承認を受けずに取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。また、これらの財産については、別記様式第7号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

2 センターは、前項の承認を受けようとする場合は財産処分申請書（別記様式第8号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

3 知事は、第1項の承認をしようとする場合において、原則として行使した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

(証拠書類の保管期間)

第11条 補助事業に関する帳簿及び証拠書類の保管の期間は、補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間とする。

附則 平成15年4月1日から施行する。

附則 平成15年11月20日から施行する。

附則 平成19年8月7日から施行する。

附則 平成21年6月18日から施行する。

別 表

区 分	経 費	補助額	重 要 な 変 更	
			経費の配分の変更	事業の内容の変更
1 施設整備に係る償還金に対する補助金	センターが施設整備を行うための金融機関に対する借入金のうち、各年度の償還金支払いに要する経費とする	定 額	—	償還時期の変更 償還方法の変更 償還先の変更
2 施設整備に係る貸付料等に対する補助金	センターが施設整備を行うために、(財)畜産環境整備機構と交わした契約に基づく貸付料等の支払いに要する経費とする	定 額	—	契約内容の変更
3 施設整備に対する補助金で上記1, 2以外のもの	センターが施設整備を行うために要する上記以外の経費とする 1 工事請負費 2 備品購入費 3 その他知事が必要と認めるもの	定 額 (ただし、センターが国等の補助を受ける場合には、補助対象経費から当該補助金相当額を控除した額を限度とする。)	経費の費目間の20%を越える増減	事業の新設又は廃止